

障 発 1 2 2 1 第 2 号  
平成 2 9 年 1 2 月 2 1 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」の  
一部改正について

障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度の認定については、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」（昭和 6 0 年 1 2 月 2 8 日社更第 1 6 2 号厚生省社会局長通知。以下「本通知」という。）により実施されているところであるが、今般、血液器疾患等について近年の医学的知見等を踏まえ、別紙のとおり本通知の一部を改正し、平成 3 0 年 4 月 1 日から適用することとしたので、通知する。

については、貴管内の市町村及び関係機関に対して周知をお願いする。

なお、平成 3 0 年 4 月 1 日以降においては、本通知により改正された障害児福祉手当認定診断書及び特別障害者手当認定診断書に基づき障害程度の認定を行う必要があるため、その取扱いに遺漏なきようお願いする。

# 「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」新旧対照表（案）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について</p> <p style="text-align: center;">〔昭和60年12月28日 社更第162号〕 各都道府県知事宛 厚生省社会局長通知</p> <p>第1次改正 平成11年障発第216号</p> <p>第2次改正 平成13年7月31日雇児発第502号 障発第325号</p> <p>第3次改正 平成23年1月11日障発0111第1号</p> <p>第4次改正 平成23年8月9日障発0809第3号</p> <p>第5次改正 平成25年5月10日障発0510第3号</p> <p>第6次改正 平成26年5月20日障発0520第3号</p> <p>第7次改正 平成27年6月19日障発0619第3号</p> <p>第8次改正 平成28年4月14日障発0414第2号</p> <p>第9次改正 平成29年12月21日障発1221第2号</p> <p>先般、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年5月1日法律第34号）により、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部が改正され、福祉手当制度が再編されるとともに、新たに特別障害者手当制度が創設され、昭和61年4月1日から実施されることに伴い、標記の手当の支給対象となる障害の程度に関する認定の基準を別紙のとおり定めたので、その運用について遺憾のないよう取り計らわれない。</p> <p>なお、これに伴い、昭和50年8月13日社更第114号本職通知「福祉手当の障害認定基準について」は、昭和61年3月31日で廃止する。</p>	<p>障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について</p> <p style="text-align: center;">〔昭和60年12月28日 社更第162号〕 各都道府県知事宛 厚生省社会局長通知</p> <p>第1次改正 平成11年障発第216号</p> <p>第2次改正 平成13年7月31日雇児発第502号 障発第325号</p> <p>第3次改正 平成23年1月11日障発0111第1号</p> <p>第4次改正 平成23年8月9日障発0809第3号</p> <p>第5次改正 平成25年5月10日障発0510第3号</p> <p>第6次改正 平成26年5月20日障発0520第3号</p> <p>第7次改正 平成27年6月19日障発0619第3号</p> <p>第8次改正 平成28年4月14日障発0414第2号</p> <p>先般、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年5月1日法律第34号）により、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部が改正され、福祉手当制度が再編されるとともに、新たに特別障害者手当制度が創設され、昭和61年4月1日から実施されることに伴い、標記の手当の支給対象となる障害の程度に関する認定の基準を別紙のとおり定めたので、その運用について遺憾のないよう取り計らわれない。</p> <p>なお、これに伴い、昭和50年8月13日社更第114号本職通知「福祉手当の障害認定基準について」は、昭和61年3月31日で廃止する。</p>

別紙

障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準

第一 (略)

第二 障害児福祉手当の個別基準

4 内部障害

(5) 血液疾患

ア 血液疾患による病状の程度についての判定は、おおむね3か月以上の療養を必要とする者につき、一般状態特に治療及び病状の経過に重点をおき、立ちくらみ、動悸、息切れ等の臨床症状、血液学的検査成績等により行うものとし、自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される状態にあるものについては、令別表第1第8号に該当するものとする。

イ 令別表第1第8号に該当すると思われる病状には、次のようなものがある。

貧血、感染、発熱、各種臓器組織での出血性病変等の病状が継続するものであって、かつ、次表に掲げる血液異常度指表3系列のうち2系列以上の検査成績が高度異常を示すもの。

血液異常度指表

区分	系列	検査項目	単位	高度異常
末梢血液像	赤血球系	ヘモグロビン濃度	g/dL	7未満
		網赤血球	/μL	20,000未満
	白血球系	白血球数	/μL	1,000未満
		好中球数	/μL	500未満
	血小板系	血小板数	/μL	20,000未満

ウ 血液検査成績は、その性質上変動しやすいものと思われるので、血液疾患による病状の程度の判定に当たっては、最も適切に病状をあらわしていると思われる検査成績に基づいて行うものとする。

第三 特別障害者手当の個別基準

1 令第1条第2項第1号に該当する障害

(1)～(5) (略)

(6) 内部障害

ア～エ (略)

オ 血液疾患

(ア) 血液疾患による病状の程度についての判定は、おおむね3か月以上の療養を必要とする者につき、一般状態特に治療及び病状の経過に重点をおき、立ちくらみ、動悸、息切れ等の臨床症状、血液学的検査成績等により行う

別紙

障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準

第一 (略)

第二 障害児福祉手当の個別基準

4 内部障害

(5) 血液疾患

ア 血液疾患による病状の程度についての判定は、おおむね3か月以上の療養を必要とする者につき、一般状態特に治療及び病状の経過に重点をおき、立ちくらみ、動悸、息切れ等の臨床症状、血液学的検査成績等により行うものとし、自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される状態にあるものについては、令別表第1第8号に該当するものとする。

イ 令別表第1第8号に該当すると思われる病状には、次のようなものがある。

貧血、感染、発熱、各種臓器組織での出血性病変等の病状が継続するものであって、かつ、次表に掲げる血液異常度指表4系列のうち3系列以上の検査成績が高度異常を示すもの。

血液異常度指表

区分	系列	検査項目	単位	高度異常	
末梢血液像	赤血球系	血色素量	g/dL	6未満	
		(ザリー値) %		(40未満)	
		赤血球数	$\times 10^4 / \text{mm}^3$	200未満	
		網赤血球	%	0.2未満	
	白血球系	白血球数	$/ \text{mm}^3$	1500未満	
		顆粒球数	$/ \text{mm}^3$	500未満	
		病的細胞	%	20以上	
	血小板系	血小板数	$\times 10^4 / \text{mm}^3$	1未満	
	骨髓像	骨髓系	有核細胞数	$\times 10^4 / \text{mm}^3$	1未満
			巨核球数	$/ \text{mm}^3$	15未満
リンパ球			%	60以上	
赤芽球(E)/(M)			-	0.1未満	
顆粒球(E)/(M)			-	40以上	

ウ 血液検査成績は、その性質上変動しやすいものと思われるので、血液疾患による病状の程度の判定に当たっては、診断書作成日前3か月間において最も適切に病状をあらわしていると思われる検査成績に基づいて行うものとする。

第三 特別障害者手当の個別基準

1 令第1条第2項第1号に該当する障害

(1)～(5) (略)

(6) 内部障害

ア～エ (略)

オ 血液疾患

(ア) 血液疾患による病状の程度についての判定は、おおむね3か月以上の療養を必要とする者につき、一般状態特に治療及び病状の経過に重点をおき、立ちくらみ、動悸、息切れ等の臨床症状、血液学的検査成績等により行う

ものとし、自己の身の日常生活活動が極度に制限される状態にあるものについては、令別表第2第6号に該当するものとする。

(イ) 令別表第2第6号に該当すると思われる病状には、次のようなものがある。

貧血、感染、発熱、各種臓器組織での出血性病変等の病状が継続するものであって、かつ、次表に掲げる血液異常度指表3系列のうち1系列以上の検査成績が高度異常を示すもの。

血液異常度指表

区分	系列	検査項目	単位	高度異常
末梢血液像	赤血球系	ヘモグロビン濃度	g/dL	7未満
		網赤血球	/μL	20,000未満
	白血球系	白血球数	/μL	1,000未満
		好中球数	/μL	500未満
	血小板系	血小板数	/μL	20,000未満

(ウ) 血液検査成績は、その性質上変動しやすいものと思われるので、血液疾患による病状の程度の判定に当たっては、最も適切に病状をあらわしていると思われる検査成績に基づいて行うものとする。

(7)～(8) (略)

2 令第1条第2項第2号に該当する障害

(1) (略)

コ 第10号について

(ア) 内部障害

㉞～㉟

㉟ 血液疾患

血液疾患については、貧血、感染、発熱、各種臓器組織での出血性病変等の病状が継続するものであって、かつ、次表に掲げる血液異常度指表の3系列のうち1系列以上の検査成績が異常を示すもの。

ものとし、自己の身の日常生活活動が極度に制限される状態にあるものについては、令別表第2第6号に該当するものとする。

(イ) 令別表第2第6号に該当すると思われる病状には、次のようなものがある。

貧血、感染、発熱、各種臓器組織での出血性病変等の病状が継続するものであって、かつ、次表に掲げる血液異常度指表4系列のうち3系列以上の検査成績が高度異常を示すもの。

血液異常度指表

区分	系列	検査項目	単位	高度異常	
末梢血液像	赤血球系	血色素量	g/dL	6未満	
			(グ-リ-値)%	(40未満)	
		赤血球数	$\times 10^4 / \text{mm}^3$	200未満	
		網赤血球	%	0.2未満	
	白血球系	白血球数	$/ \text{mm}^3$	1500未満	
		顆粒球数	$/ \text{mm}^3$	500未満	
		病的細胞	%	20以上	
	血小板系	血小板数	$\times 10^4 / \text{mm}^3$	1未満	
	骨髄像	骨髄系	有核細胞数	$\times 10^4 / \text{mm}^3$	1未満
			巨核球数	$/ \text{mm}^3$	15未満
リンパ球			%	60以上	
赤芽球(E)/(M)			=	0.1未満	
顆粒球(E)/(M)			=	0.1未満	
病的細胞			%	40以上	

(ウ) 血液検査成績は、その性質上変動しやすいものと思われるので、血液疾患による病状の程度の判定に当たっては、診断書作成日前3か月間において最も適切に病状をあらわしていると思われる検査成績に基づいて行うものとする。

(7)～(8) (略)

2 令第1条第2項第2号に該当する障害

(1) (略)

コ 第10号について

(ア) 内部障害

㉞～㉟

㉟ 血液疾患

血液疾患については、貧血、感染、発熱、各種臓器組織での出血性病変等の病状が継続するものであって、かつ、次表に掲げる血液異常度指表の4系列のうち3系列以上の検査成績が、異常を示すもの。

血液異常度指表

区分	系列	検査項目	単位	異常
末梢血液像	赤血球系	ヘモグロビン濃度	g/dL	9未満
		網赤血球	/μL	60,000未満
	白血球系	白血球数	/μL	2,000未満
		好中球数	/μL	1,000未満
	血小板系	血小板数	/μL	50,000未満

(イ) その他の疾患 (略)

サ 第11号について (略)

(2) (略)

3 令第1条第2項第3号に該当する障害 (略)

第四 福祉手当の障害程度認定基準 (略)

血液異常度指表

区分	系列	検査項目	単位	異常	
末梢血液像	赤血球系	血色素量	g/dL	8未満	
		(ザ-リー値) %	(ザ-リー値) %	(37.5未満)	
		赤血球数	$\times 10^4 / \text{mm}^3$	300未満	
		網赤血球	%	0.9未満	
	白血球系	白血球数	$/ \text{mm}^3$	3000未満	
		顆粒球数	$/ \text{mm}^3$	1000未満	
		病的細胞	%	出現しているもの	
	血小板系	血小板数	$\times 10^4 / \text{mm}^3$	10未満	
	骨髓像	骨髓系	有核細胞数	$\times 10^4 / \text{mm}^3$	5未満
			巨核球数	$/ \text{mm}^3$	30未満
			リンパ球	%	40以上
			赤芽球(E)/(M)	-	0.3未満
顆粒球(E)/(M)			-	-	
病的細胞			%	出現しているもの	

(イ) その他の疾患 (略)

サ 第11号について (略)

(2) (略)

3 令第1条第2項第3号に該当する障害 (略)

第四 福祉手当の障害程度認定基準 (略)